

新			旧		
(他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2 ((証明又は確認)) の規定の適用については、次による。 (1)～(3) (略)			(他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2 ((証明又は確認)) の規定の適用については、次による。 (1)～(3) (同左)		
別表第1			別表第1		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (略)	(略)	(略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ナ) (略)	(略)	(略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(ナ) (同左)	(同左)	(同左)
(7) <u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号)</u>	<u>第4条 ((飼養等の禁止))</u> <u>第5条 ((飼養等の許可))</u> <u>第7条 ((輸入の禁止))</u> <u>第25条 ((輸入のための証明書の添付等))</u>	(1) <u>輸入物品が第2条 ((定義)) に規定する特定外来生物である場合</u> <u>第5条の規定により主務大臣が交付する飼養等許可証又はその写し及び第25条に基づく当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書</u> (2) <u>輸入物品が第25条に規定する輸入のための証明書の添付が必要であって、特定外来生物及び第21条 ((輸入の届出)) に規定する未判定外来生物以外の生物 (生きているものに限る。) である場合</u> <u>当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書</u>	(新設)	(新設)	(新設)